

# 東かがわ市「災害応急用井戸」の手引き

〈目次〉

- ①「災害応急用井戸」とは？ P.1
- ②普段から気をつけていただきたいこと。 P.2
- ③井戸の登録内容に変更が生じたら、市役所まで！ P.2
- ④災害が起きて、断水が発生したら！ P.3
- ⑤利用される、市民のみなさまへ！ P.4



## ①「災害応急用井戸」とは？

大規模な災害や渇水が発生し、水道の給水が停止したときに、地域の被災者等の方々へ、トイレや洗濯などに使う「生活用水」として、井戸水を無償で提供していただける井戸（市民・事業者が所有又は管理し、かつ、現に利用しているもの）のことです。

東かがわ市では、ご協力いただける井戸を「災害応急用井戸」として登録しています。

⇒ 「災害応急用井戸」の登録は、随時募集していますので、この「手引き」の内容を十分にご確認のうえ、ご登録くださるようお願いいたします。

⇒ 登録した「災害用応急井戸」は、東かがわ市のホームページ等に地図情報を掲載します。（掲載への同意をお願いします。）

## ② 普段から気をつけていただきたいこと。

- ◎ 井戸とその周辺は整理し、清潔に保ちましょう。
- ◎ 電動ポンプなどの故障等がないか、点検しましょう。
- ◎ 長時間、使用していない井戸では、井戸水が濁ることがあります。日頃から、散水などに井戸水を使うよう心がけましょう。



## ③ 井戸の登録内容に変更が生じたら、市役所まで！

- ◎ 登録内容に変更が生じましたら、  
お手数ですが、市役所まで連絡をお願いします。

東かがわ市役所 市民部 環境衛生課

TEL 0879-26-1226

例えば、

- ・ 転居、売買等のため、登録を解除又は変更したい。
- ・ 井戸を埋めてしまった。
- ・ 井戸水が枯れてしまった。など



#### ④災害等が起きて、断水が発生したら！

◎ 井戸の状況や周囲の安全（自宅やお隣の建物、塀等の倒壊等）を確認し、協力できる範囲内で、自主的に井戸水を提供してください。

※ 災害発生時は、まずはご自身やご家族の安全を確保し、その後、井戸等の状況を確認してください。

◎ 井戸水を提供していただく場合、特定の利用者に偏ることなく、公平に井戸水の提供をお願いします。なお、「飲み水」としてではなく、「生活用水」として提供している旨を利用者にお伝えください。

※ 地震等により、水質が変動している可能性がありますので、井戸水は、トイレや洗濯用水等としてお使いください。

## ご協力を!



東かがわ市では、令和6年度から「災害応急用井戸」の登録をはじめ  
ています。みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## ⑤利用される、市民のみなさまへ！

井戸水の提供は、井戸の所有者又は管理者の「善意に基づく自主的な協力のもと」に行われています。提供について、義務を負うものではありません。

井戸水の提供を受ける場合、次の事項①～⑥について、ご了承ください。

- ① 井戸水の提供は、「大規模な災害や濁水が発生し、上水道の機能が停止又は著しい障害により市民生活に重大な危機をもたらした場合」のみです。なお、利用時間は、提供者が指定する時間帯で利用してください。
- ② 災害により、井戸が壊れた場合や停電によりポンプが使用できない場合等、井戸の所有者又は管理者が井戸水の提供を制限又は中止する場合があります。
- ③ 井戸水は、飲み水としての提供ではありません。トイレや洗濯用水等、「生活用水」として利用してください。
- ④ 特定の利用者に多量に提供することはできません。
- ⑤ 井戸水を運ぶ容器の準備や運搬は、利用者が行ってください。
- ⑥ 井戸の提供者の責任の免除  
井戸水の提供を受けた結果、利用者の身体及びその所有する物品に被害が生じた場合、提供者の故意によるものでない限り、その責を提供者に問うことはできません。